

都市整備部 土地政策課

TEL 053-457-2643

北部都市整備事務所（浜名区役所内）

TEL 053-585-1161

- 中央区の申請は、都市整備部土地政策課に提出すること。
- 浜名区・天竜区の申請は、北部都市整備事務所（浜名区役所内）に提出すること。
- ※のついた申請内容においては「都市計画法第29条 開発許可申請の手引き」を参照し、申請は都市整備部土地政策課に提出すること。
- 都市計画法施行規則第60条の申請は、添付図書一覧の書類を番号順に製本（左綴じ）すること。
- 申請書は、「正本」「副本」各1部が必要です。

1 申請種別について

内 容	該当条項号	概 要
農 業 用 施 設	法第29条第1項第2号	農業用倉庫・農作業所・集出荷場・畜舎・堆肥舎等
農 家 住 宅	法第29条第1項第2号	農業を営む者のための住宅
旧 住 宅 地 造 成 事 業 地 区	法第43条第1項第4号	旧住宅地造成事業に関する法律により造成された地区内での既存建築物の建替・専用住宅の新築
既 存 建 築 物 の 建 替 ・ 増 築	法第43条本文	線引き前から宅地利用されている土地において、既存建物と同敷地、同用途、同規模の建替・増築
建 築 許 可 建 築 物 の 建 替 ・ 増 築	令第36条第1項第3号 当初許可に応じた条項を記載 (イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	過去に法第34条第1号から第10号又は令第36条第1項第3号に該当で許可された土地において、同敷地、同用途、同規模の建替・増築
	旧法第29条第1項第3号	既存の社会福祉施設、医療施設、教育施設等において、既存建物と同敷地、同用途、同規模の建替・増築
市街地縁辺集落内の建替・増築	令第36条第1項第3号ロ	過去に市街地縁辺集落内の建築で許可された土地において、同敷地、同用途、同規模の建替・増築
公益的事業による開発行為	法第29条第1項第__号 内容に応じた条項を記載 (3号から10号)	公益的事業において許可が不要な(協議を除く)建築物の新築・建替・増築
管 理 施 設 及 び 簡 易 な 建 築 物 の 新 築 ・ 建 替	法第29条第1項第11号	仮設建築物、既存駐車場等の軽微な管理施設、農林漁業者が設置する小規模直販所等の新築・建替・増築
※ 開 発 行 為 (都市計画法第37条但し書きの 建築制限解除を受けるもの)	(当初許可に応じた条項を記載)	開発行為の許可を受けた建築物の新築 (開発行為の工事完了公告を受ける前に 行う予定建築物の新築)
開 発 許 可 建 築 物 の 建 替 ・ 増 築	(当初許可に応じた条項を記載)	開発行為の許可を受けた建築物の建替・増築 開発行為の工事完了公告を受けた後に 行う用途の変更を伴わない建築
※ 開 発 行 為 (宅 地 分 譲)	法第29条本文 (市街化調整区域の場合は 法第34条第12号)	開発行為の許可を受けた宅地分譲 (許可宅地の宅地分譲を除く)
許 可 宅 地 の 宅 地 分 譲	法第34条第12号 (第43条許可により分譲した場合は 令第36条第1項第3号ハ)	市街化調整区域で行う許可宅地の宅地分譲
開 発 許 可 不 要	法第29条本文	都市計画区域外又は市街化区域において 開発許可を要しないもの

2 添付書類一覧

○：添付必要図書 △：内容により必要となる図書 『副本』として★印の図書を別途順に綴じて下さい。

番号	添付図書	農業用施設	農家住宅	旧住宅地造成区	既存建築物の増築	建築許可建築物の増築	市街地縁辺集落内の増築	開発行為	公益的事業による	管理施設及び簡易な建築物の新築・建替	※開発行為	建築許可建築物の増築	※開発行為（宅地分譲）	許可宅地の宅地分譲	開発許可不要
1	★ 適合証明申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	申請概要書	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
3	★ 位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	申請者住民票	○	○			○		○				△		○	
5	法人謄本等	△				△		△				△			
6	農用地連絡票	○	○												
7	線引き前から宅地利用していた判定資料				○										
8	都計法 43 条許可書の写し				△	○	○							△	
9	都計法 29 条検査済書の写し											○	○	○	
10	既存建築物登記事項証明書 又は 既存建築物課税証明等	△	△	△	○	○	○								
11	農家証明	○	○												
12	★ 公図写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
13	土地登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	△	○			○	○	○	○
14	★ 土地求積図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	★ 建物配置図	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	△
16	土地利用計画図						○	△			○		○	○	○
17	土地断面図	△	△	△	△	△	△	△	△			△		○	○
18	★ 建物平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	★ 建物立面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	現況写真	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○
21	固定資産課税台帳 （名寄帳）		○			△								○	
22	営農位置図	○	○												
23	その他必要な図書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

3 添 付 図 書 内 容

番号	図書の名称	明示事項
1	適 合 証 明 申 請 書 (様式 43-1)	・ 副本の捨印はしないで下さい。 ・ 申請者は、建築確認申請の申請者と同一とすること。(開発行為の宅地分譲を除く) ・ 敷地面積欄は、登記面積と有効面積を記入すること。 ・ 建築物の用途欄は、建築確認申請の用途を記載すること。一部増築の場合は () 書きで増築内容も記載すること。 ・ 延べ面積欄は、敷地内の建物(既存・申請建物すべて)の合計面積を記載すること。増築の場合は二段書きで増築部分の面積を記載すること。
2	申 請 概 要 書 (様 式 な し)	・ 立地の理由・必要性、事業等の内容、資金計画等を記入すること。 ・ 「農家住宅、農業用施設」の場合は、申請者の営農状況、立地の必要性等を記入すること。 ・ 「管理施設及び簡易な建築物の新築・建替」の場合は、市街化調整区域の許可基準の内容を記入すること。
3	位 置 図	・ 浜松市地形図(縮尺 1/2500)を使用すること。 - 住宅地図(縮尺 1/2500 程度)でも可。 ・ 申請敷地を赤枠で囲むこと。
4	申 請 者 住 民 票	・ 住民票は、同居予定者全員の続柄のわかる住民票を添付すること。 ・ <u>個人番号入りの住民票は申請図書には使用できません。</u> ・ 発行後 3 ヶ月以内のものを添付すること。(複写可)
5	法 人 謄 本	・ 法人で申請の場合は添付すること。 ・ 発行後 3 ヶ月以内のものを添付すること。(複写可)
6	農 用 地 連 絡 票	・ 申請地が農地の場合は、農用地(青地)利用計画の変更の<u>通知書の写し</u>(<u>担当部局の合議が必要</u>)または、農用地区域外の証明(<u>白地証明書</u>)の写しを添付すること。(農地利用課で発行)
7	線引き前から宅地利用していた判定資料	①既存宅地確認通知書写し(又は、確認番号・確認日付を別紙に記入し添付) ②農地転用許可書写し(又は農地転用許可証明) ③事前協議による航空写真確認(事前協議番号を別紙に記入し添付) ④その他線引き前から宅地利用が証明できる資料(例: 43 条建築許可, 60 条適合証明等の写し) ※申請地の土地登記事項証明書で線引き前から宅地利用していることが判断できる場合は、添付を省略可能
8	都 市 計 画 法 第 4 3 条 許 可 書 の 写 し	・ 都市計画法第 43 条の許可書を紛失した場合は、許可番号・許可年月日・許可目的・許可者を別紙に記入し添付すること。
9	都 市 計 画 法 第 2 9 条 検 査 済 書 の 写 し	・ 都市計画法第 29 条の検査済書を紛失した場合は、許可番号・許可年月日・許可目的・許可者を別紙に記入し添付すること。
10	既存建築物登記事項証明書 又は 既存建築物課税証明等	・ 申請時点の課税証明又は建物登記簿謄本(現存しているものに限る)を添付すること。 ・ 発行後 3 ヶ月以内のものを添付すること。(複写可)
11	農 家 証 明	・ 農業委員会にて発行すること。(複写可)

12	公 図 写	・法務局の公図写を添付すること。 ・申請敷地を赤枠で囲んで下さい。 ・発行後 3 ヶ月以内のものの写しを添付すること。（複写可）
13	土 地 登 記 事 項 証 明 書	・全部事項証明書（法務局で発行）を添付すること。 ・発行後 3 ヶ月以内のものを添付すること。（複写可） ※閉鎖登記簿謄本についてはこの限りでない ・建替えの場合、地目が宅地以外になっている物件については、宅地に地目変更登記が完了した後に申請すること。
14	土 地 求 積 図	・申請敷地の実測面積の求積図を添付すること。 ※道路後退がある場合は、後退後の有効面積の求積図も記入すること。
15	建 物 配 置 図	・建築確認申請図面と相違ないものを添付すること。 ・敷地の境界、建築物の位置、用途、構造、階数、接道状況（道路名・幅員等）、方位、縮尺等を記入すること。 ※申請敷地が幅員 4m 未満の道路に接している場合は建築基準法第 42 条第 2 項の道路又は道路でない旨、位置指定道路に接している場合には位置指定道路の旨の、<u>建築行政課（申請地が浜名区・天竜区の場合は北部都市整備事務所）との確認印(合議)が必要です。</u>
16	土 地 利 用 計 画 図	・敷地面積が 500 ㎡を超える場合添付すること。 ・前面道路幅員、敷地出入口、排水計画、緑化計画、敷地境界の見切り等が開発行為許可同等の基準となります。
17	土 地 断 面 図	・2 方向以上で断面を切り、道路や隣接地と申請地との高さ関係を記入すること。 ・造成を伴う場合は、現況地盤高と計画地盤高のラインを図示し、造成計画（盛土高、切土高）を明示してください。（開発行為及び宅地造成等工事規制区域内においては許可を要する宅地造成工事に該当しないことが分かるよう図示すること。）
18	建 物 平 面 図	・<u>建築確認申請と相違ないものを</u>添付すること。 ・建築面積・延床面積の求積図も添付すること。 ・増築の場合は、既存建築物の図面が必要な場合もあります。
19	建 物 立 面 図	・建築確認申請図面と相違ないものを添付すること。 ・建物の最高高さを記入すること。
20	現 況 写 真	・申請地全体の状況（建物・接道等）が判断できるように、2 面以上の方向からの写真を添付し、申請地の部分を赤枠で囲んで下さい。
21	固 定 資 産 課 税 台 帳 (名 寄 帳)	・申請者世帯（申請に係る全ての課税義務者）の、固定資産（土地／家屋）課税台帳【名寄帳】を添付すること。固定資産が無い場合は、無資産証明書又は固定資産が無いことの申告書を添付すること。
22	営 農 位 置 図	・浜松市地形図（縮尺 1/2500）を使用すること。 - 住宅地図（縮尺 1/2500 程度）でも可。 ・営農地を赤枠で囲むこと。
23	そ の 他 必 要 な 図 書	・申請敷地の規模が過大のものについては開発許可申請に準ずる図書を、添付すること。 ・「都市計画施設等の区域内での建築」の申請の場合、53 条許可書の写しを添付すること。 ※その他、他法令の許認可の状況を示す資料の添付を要求する場合があります。

年 月 日

（あて先） 浜 松 市 長

申 請 者 住 所
氏 名

代理申請者 住 所
登録番号
氏 名

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

次のとおり都市計画法施行規則第 60 条の規定により建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明を申請します。

記

建築しようとする場所			
区 域 区 分	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ その他	用 途 地 域	
開 発 行 為 の 有 無	有 ・ 無	敷地面積	登記面積 有効面積 m ² m ²
該 当 条 項 号			
内 容			
建 築 物 の 用 途		構 造	延 べ 面 積
		造 階建	m ²

《代行申請者 住所 氏名 電話番号》

様式 48（第 24 条関係）

委 任 状

事 務 所 所 在 地	
行 政 書 士 名	
登 録 番 号	
連 絡 先	

私は、都市計画法施行規則第 60 条の規定による適合証明を受けるため、上記のものを代理人と定め、下記の通り権限を委任します。

記

1. 適合証明申請

以下に記載する都市計画法施行規則第 60 条の規定による適合証明申請（補正、取り下げ及び証明書の受領を含む。）を行うこと。

2 この件に係る建築しようとする土地の所在、地目、登記面積

3 この件に係る建築物の用途

年 月 日

申 請 者 住 所
氏 名